

婦人保護事業の運用面における見直し方針について（案）

令和元年5月※※日
厚生労働省子ども家庭局

婦人保護事業の見直しを検討する「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」のこれまでの議論等を踏まえ、他法他施策優先に関する取扱いの見直しや一時保護委託の積極的活用等をはじめ、婦人保護事業の運用面における改善について、次のとおり取り組むとともに、2020年度予算に向け、さらにその具体化を図る。

1 他法他施策優先の取扱いの見直し

- 婦人保護事業の対象となる女性の範囲については、平成14年の局長通知（※）で示しているが、このうち、「家庭関係の破綻、生活の困窮等正常な社会生活を営む上で困難な問題を有する者」については、「その問題を解決すべき機関が他にないために、現に保護、援助を必要とする状態であると認められる者」としている。この結果、婦人保護施設において支援を受けるべき女性が他法他施策の事業に回され、婦人相談所の一時保護や婦人保護施設による支援に結びつかないといった実態がある。

このため、通知改正を行い、関係機関との十分な連携・調整の上で、婦人保護事業による支援が必要な場合には、適切につながるようにする。

※「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について（平成14年雇児発第0329003号雇用均等・児童家庭局長通知）

2 一時保護委託の対象拡大と積極的活用

①一時保護委託の対象拡大等

- 婦人相談所が行う一時保護については、一定の要件に該当する者について、適切な保護が見込まれる場合には、一時保護の委託が可能であり、保護が必要な若年被害女性などへの支援を進めるため、民間支援団体に対する一時保護委託の積極的な活用が図られるよう周知徹底する。

また、定員を超えた場合のみ一時保護委託が可能である対象者についても、本人の意向も踏まえた一時保護委託が可能となるよう対象者の範囲の拡大を図る。

②一時保護委託契約施設における一時保護開始手続きの再周知

- 被害者が、一時保護委託契約施設に、直接、一時保護を求めた場合に、婦人相談所への来所を求めている実態があるが、この場合、当該施設において、速やかに被害者の安全を確保したうえで、婦人相談所が一時保護の要否の判断等を行うこととしていることについて、改めて周知する。

3 携帯電話等の通信機器の使用制限の見直し

- 携帯電話等の通信機器については、その機能により、DVやストーカー等の加害者が、被害者の居場所を特定し追跡することから、利用について一律に制限されていることがある。一方で、被害女性の自立に向けた求職活動や、学校・職場への復帰に際しての連絡等においては、携帯電話等の通信機器の使用が必要であることから、携帯電話等の通信機器の取扱いに関する調査研究を実施した上で、安全性も考慮した新たな運用方法について検討し、一律に制限される取扱いを見直す。

4 広域的な連携・民間支援団体との連携強化

- 全国知事会の下、都道府県間で申合せがなされている、配偶者からの暴力の被害者の一時保護に係る広域連携を引き続き推進する。また、若年女性からの相談等に対応した民間支援団体が、当該若年女性が居住する地域の婦人相談所、婦人相談員に、ケースを円滑につなぐことができるよう、婦人相談所等と民間支援団体との情報の共有等による広域的な連携や必要な支援について、「若年被害女性等支援モデル事業」の実施状況も踏まえ検討する。

5 SNSを活用した相談体制の充実

- 若年層のコミュニケーション手段の中心となっているSNSを活用した相談体制を導入することにより、若年層をはじめとした困難を抱えた女性が支援に円滑につながるよう、SNSを活用した相談窓口の安全な開設及び運用方法等について調査研究を実施し、相談体制の充実を図る。

6 一時保護解除後のフォローアップ体制等の拡充

- 一時保護退所後の支援の充実を図るとともに、保護命令期間経過後の支援の実態について把握し、必要な支援方策について検討する。
- また、婦人保護施設等退所後のアフターケアや、入所中の自立の促進を図るため、現在行っている「婦人保護施設退所者自立生活援助事業」、「DV被害者等自立生活援助モデル事業」、「地域生活移行支援事業」等の更なる充実や民間支援団体を活用した事業の委託などについて検討する。

7 児童相談所との連携強化等

①DV対応と児童虐待対応との連携強化、体制強化

- 第198回国会（通常国会）に提出した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案」には、婦人相談所、婦人相談員は児童虐待の早期発見に努めることとするなど、DV対策と児童虐待防止対策との連携強化の規定を盛り込んでいる。これを踏まえ、婦人相談員等の要保護児童対策地域協議会への積極的な参加について、地方自治体に協力を求める。
- また、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）により、DV被害者に同伴する子どもの支援の充実を図るため、婦人相談所に児童相談所等の関係機関と連携するコーディネーターを配置するほか、同伴児童も含めて適切な環境において保護することができるよう、心理的ケアや個別対応を含めた体制整備を進めるとともに、専門職の配置基準や基準単価の見直し等について検討する。

②婦人相談員の処遇について

- 婦人相談員の処遇については、平成29年度及び平成30年度に実施した手当額の拡充をはじめとして、その実態や専門性を踏まえ、適切な対応について検討する。

8 婦人保護事業実施要領の見直し

- 当面の対応として、売春防止法等の規定に基づく用語を除き、支援の実態にそぐわない用語について適正化のための整理を行う。

9 婦人保護施設の周知・理解

- 婦人保護施設の周知及び支援の内容についての理解の促進を図るため、厚生労働省ホームページやソーシャルメディアにおいて婦人保護施設の機能や取組等に関する情報提供を行う。
また、婦人保護施設の利用に当たっての分かりやすいパンフレットの作成等により、婦人保護施設への理解を広げる。

10 母子生活支援施設の活用促進

- 配偶者のない女子及びその者の監護すべき児童について、母子生活支援施設による支援が適当な場合は、婦人相談所長は、売春防止法第36条の2の規定により、児童福祉法に基づく母子保護の実施に係る都道府県又は市町村（特別区を含む。）の長に報告し、又は通知しなければならないことについて改めて周知する。
- また、妊婦については婦人相談所から母子生活支援施設への一時保護委託が可能であり、出産後は、通常の入所に切り替えることにより、妊娠段階から出産後まで一貫した母子の支援を行うことができることについても、改めて周知する。

婦人保護事業関係通知等（抜粋）

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について（平成14年3月29日雇児発第0329003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）＜抜粋＞

第1 婦人保護事業の対象者の範囲

1 配偶者からの暴力被害女性の保護等については、これまでも、売春防止法に基づき、婦人相談所、婦人相談員及び婦人保護施設において取り組まれてきたところであるが、平成14年4月1日からは、配偶者暴力防止法に基づく業務として位置づけられ（配偶者暴力防止法第2章参照）、当該業務に係る費用の支弁等も配偶者暴力防止法に基づき行われる（配偶者暴力防止法第27条、第28条参照）ことから、今般、「婦人保護事業実施要領」、「婦人相談所設置要綱」及び「婦人保護施設設置要綱」の一部改正等について」（平成14年3月29日厚生労働省発雇児第0329009号厚生労働事務次官通知）により、婦人保護事業実施要領（昭和38年3月19日発社第34号厚生事務次官通知）、婦人相談所設置要綱（昭和38年3月19日発社第35号厚生事務次官通知）について、所要の改正を行った。

この結果、平成14年4月1日以降、婦人保護事業の対象となる女性の範囲は、以下のとおりであること。

ア 売春経歴を有する者で、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者

イ 売春経歴は有しないが、その者の生活歴、性向又は生活環境等から判断して現に売春を行うおそれがあると認められる者

ウ 配偶者（事実婚を含む。）からの暴力を受けた者（配偶者からの暴力を受けた後婚姻を解消した者であって、当該配偶者であった者から引き続き生命又は身体に危害を受けるおそれがあるものを含み、身体的暴力を受けた者に限らず、心身に有害な影響を及ぼす言動を受けた者を含む。）

エ 家庭関係の破綻、生活の困窮等正常な生活を営む上で困難な問題を有しており、かつ、その問題を解決すべき機関が他にないために、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者

2 恋人からの暴力被害女性等ウに該当しない者についても、従前どおり1のエの運用において対応するなど、積極的に保護、援助に取り組まれないこと。

○婦人相談所が行う一時保護の委託について（平成 23 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 20 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）〈抜粋〉

1. 一時保護委託の対象者の範囲

次の（１）及び（２）に掲げる者について、人権、所在地の秘匿による安全の確保、自立支援等の観点からより適切な保護が見込まれる場合に、一時保護の委託が可能となること。

（１）「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成 13 年法律第 31 号）第 3 条第 4 項に基づき保護した配偶者からの暴力の被害者

（２）売春防止法に基づく要保護女子（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について」（平成 14 年 3 月 29 日雇児発第 0329003 号雇用均等・児童家庭局長通知。以下「実施通知」という。）の第 1 に定める対象者のうち 1 のウを除く者）であって、次に掲げる要件のいずれかに該当する者

- ① 「人身取引対策行動計画」に基づき保護した人身取引被害者であること。
- ② 恋人からの暴力の被害者であること。
- ③ 支援を行うことが特に必要であると認められる妊産婦であること。こと。
- ④ 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（平成 12 年法律第 81 号）第 8 条第 1 項に基づき保護したストーカー行為の被害者であること。
- ⑤ 性暴力・性犯罪の被害者であること。
- ⑥ 婦人相談所において定員を超えて保護を行わなければならない場合であること。

2. 一時保護委託での支援

一時保護の委託にあたっては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 3 条第 4 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」（平成 13 年 7 月 23 日厚生労働省告示第 254 号）や実施通知を参照するとともに、次の点に留意すること。

（１）・（２） （略）

（３）委託契約施設における一時保護については、次の点に留意して適切に対応すること。

被害者が婦人相談所における一時保護の要否判断を経ることなく、委託契約施設に直接来所し一時保護を求めた場合にあっては、当該施設は、速やかに、被害者の安全を確保し、婦人相談所に連絡するものとし、婦人相談所は、速やかに一時保護の要否の判断、委託の適否の決定及び委託先施設の決定（当該施設にそのまま委託することを含む。）を行い、被害者及び当該施設に伝えるものとする。

なお、このような婦人相談所における一時保護の要否判断を経ることなく、委託契約施設に被害者が来所し、一時保護を求める場合の取扱いについては、その連絡方法や委託料に係る取扱いについて、あらかじめ委託契約に盛り込んでおくことが望ましいこと。

**○配偶者からの暴力被害者の一時保護における広域連携について（平成19年7月27日雇
児福発0727001号 雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）〈抜粋〉**

（中略）今般「配偶者からの暴力の被害者の一時保護に係る広域連携に関する申合せについて（連絡）」（平成19年7月18日知調二発第71号全国知事会調査第二部長通知）が別添のとおり発出され、全国知事会におけるDV被害者の一時保護における広域連携に関する申合せについて、各都道府県所管部局に周知されたところである。

当該申合せは、当職通知の趣旨に合致するものであり、DV被害者の一時保護における広域連携に関し、全国一律の取扱いを確保する上でも有意義な内容と考えている。

ついては、各都道府県においては当該申合せに沿って、広域対応が必要になるDV被害者の一時保護について、全国一律の取扱いが行われるようお願いしたい。また、貴職より婦人相談所等関係機関に情報提供願いたい。

配偶者からの暴力の被害者の一時保護に係る広域連携に関する申合せ
（婦人相談所の連携）

DV被害者が都道府県域を越え、他の都道府県の一時保護所等を利用する際、生活再建を開始するまでの間は、被害者の安全・安心を確保しつつ、被害者の秘密を守りながら情報提供を行うなど、円滑な被害者支援を目的に、婦人相談所を都道府県間の連絡・調整窓口とする。

婦人相談所は、警察、福祉事務所、教育委員会などのDV被害者を救済する関係機関と連携しながら円滑な被害者支援を図る。

（情報の共有）

送り出し側の婦人相談所は、DV被害者の状況について、受け入れ側の婦人相談所に情報提供する。

受け入れ側の婦人相談所は、可能な限りDV被害者の動向の把握に努めるとともに、必要に応じて、送り出し側の婦人相談所にその旨連絡をし、情報を共有することとする。

（他の都道府県の一時保護所等への移送）

他の都道府県の一時保護所等へのDV被害者の移送に当たっては、双方の婦人相談所が確認し、送り出し側の職員等が同行支援する。

なお、事前に双方の婦人相談所の協議により、同行支援の必要がないと判断した場合は、この限りでない。

他の都道府県の一時保護所等への移送に係る費用については、送り出し側が負担することとし、当該都道府県が調整するものとする。

（支援）

広域連携による一時保護中の面接や精神的ケア等の支援は、原則として受け入れ側の婦人相談所が行うこととする。受け入れ側の婦人相談所は、必要に応じて送り出し側の婦人相談所に対し、被害者の支援に必要な情報の収集等を要請することができるものとする。

(一時保護に係る費用負担)

婦人保護事業費のうちDV被害者の一時保護に係る費用は、受け入れ側の都道府県が負担する。ただし、送り出し側の都道府県が、一時保護委託施設と契約している場合を除く。

(その他)

各都道府県においては、管内区市町村等に対し、本申合せに係る事項の周知を図り、DV被害者支援のための協力を求めることとする。

○売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）〈抜粋〉

(婦人相談所長による報告等)

第三十六条の二 婦人相談所長は、要保護女子であつて配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村（特別区を含む。）の長に報告し、又は通知しなければならない。

(参考) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）

第二十三条 (略)

2 前項に規定する保護者であつて母子生活支援施設における保護の実施（以下「母子保護の実施」という。）を希望するものは、厚生労働省令の定めるところにより、入所を希望する母子生活支援施設その他厚生労働省令の定める事項を記載した申込書を都道府県等に提出しなければならない。この場合において、母子生活支援施設は、厚生労働省令の定めるところにより、当該保護者の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わつて行うことができる。

○妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について（平成 23 年雇児総発 0727 第 1 号、雇児福発 0727 第 1 号、雇児母発 0727 第 1 号雇用均等・児童家庭局総務課長、家庭福祉課長、母子保健課長連名通知）〈抜粋〉

(別紙 2)

<各保護・支援制度の概要>

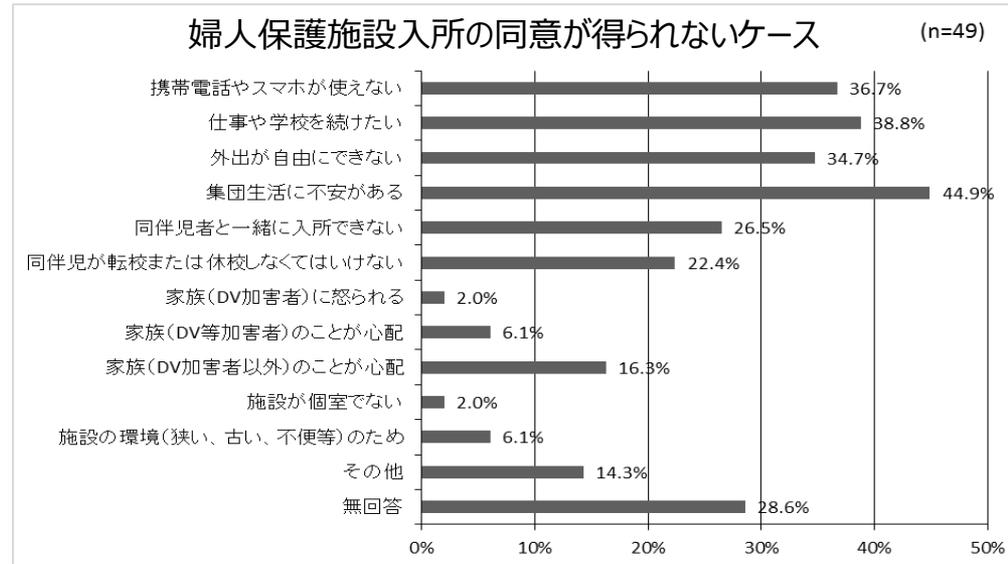
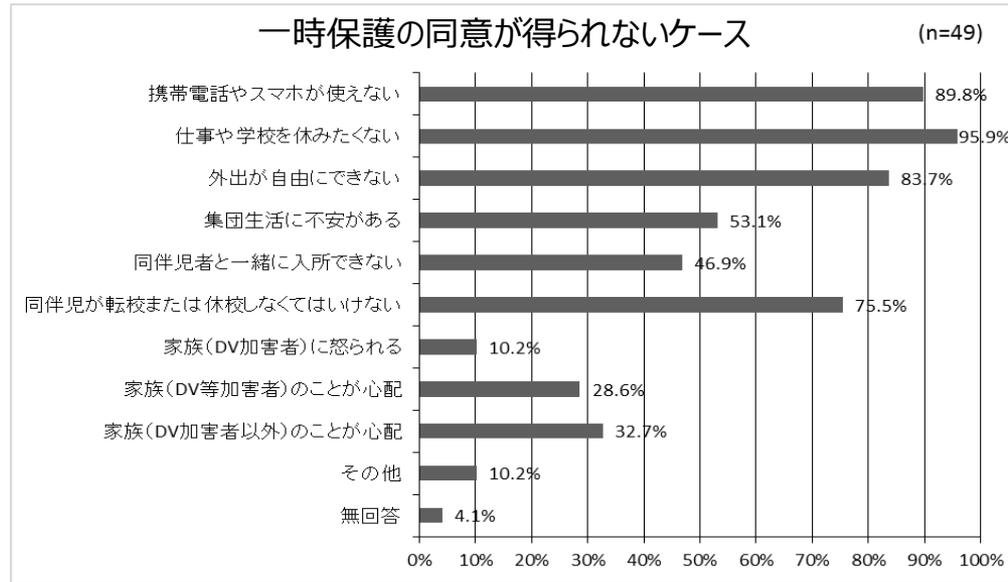
(1) ~ (3) (略)

(4) 母子生活支援施設

配偶者のいない女性と、その監護すべき児童を入所させ、保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う施設である。入所の申し込みは福祉事務所に対して行う。

妊産婦については、婦人相談所から母子生活支援施設への一時保護委託が可能であり、出産後は、通常の入所に切り替えることにより、妊娠段階から出産後まで一貫した母子の支援を行うことができる。

一時保護又は婦人保護施設入所について同意が得られない理由



令和元年度婦人保護事業関係予算の概要

平成30年度予算額 → 令和元年度予算額
182億円の内数 191億円の内数

1 婦人相談所における支援 (婦人相談所運営費負担金)

16百万円

○婦人相談所における広域措置の実施

他の都道府県への広域措置の円滑な実施を図るため、DV被害者等を他の都道府県の婦人相談所等へ移送するために必要な旅費等の補助を行う。

○外国人婦女子緊急一時保護経費

外国人のDV被害者等を保護した際の通訳雇い上げに伴う費用や関係機関との連絡に必要な経費等の補助を行う。

2 婦人相談所の一時保護委託、婦人保護施設における自立支援

婦人保護事業費負担金
婦人保護事業費補助金

22億円

○婦人相談所における一時保護の実施

職員の人件費、入所者の食費や被服費などの生活費、施設の維持・管理費

○婦人相談所が一時保護委託するための経費

DV被害者等の状況に応じて、婦人相談所が民間シェルター等の適切な委託契約施設へ一時保護を委託し、自立に向けた支援を行う。また、ストーカー被害者や性暴力・性犯罪の被害者も一時保護委託の対象とする。

○婦人保護施設における保護・自立支援に必要な経費

職員の人件費、入所者の食費や被服費などの生活費、施設の維持・管理費

婦人保護施設入所者の就職活動のための旅費を支給

個別対応職員を配置し、様々な困難な問題を抱える被害者のニーズに対応した支援を行い、支援体制の強化を図る。

○心理療法担当職員の配置

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設に心理療法担当職員を配置し、DV被害者及び同伴家族の心理的ケアの支援を図る。

○同伴児童のケアを行う指導員の配置

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設に同伴児童のケアを行う指導員を配置し、虐待を受けた児童へのケアの充実強化を図るとともに、保護された女性が自立に向けた取組を安心して行える環境を整える。

○夜間警備体制強化事業

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設の夜間警備体制を強化することにより、配偶者の暴力から逃れて入所している被害者や職員の安全の確保を図る。

○婦人保護施設入所者の地域生活移行支援

地域生活移行支援を賃貸物件を活用して実施する場合に、建物の賃貸料の一部を措置費に算定する。

○婦人保護施設における同伴児童の入進学支度金の支給

婦人保護施設における同伴児童が、小学校、中学校、又は高等学校に入進学した場合の入進学支度金を支給する。

3 婦人相談員活動強化

(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

169億円の内数

○婦人相談員活動強化事業

DV等の相談に応じる婦人相談員の手当や調査・指導のための旅費等を補助する。

※相談・支援の充実、資質向上を図る観点から、一定の研修を終了した者について勤務実態に応じた手当額を支給。

4 DV対策等の機能強化

(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

169億円の内数

○婦人保護施設退所者自立生活援助事業【拡充】

婦人保護施設に生活援助指導員を配置し、対象者の来所等への対応、対象者の職場や居住へ訪問するなどの方法により、相談、指導等の援助にあたる。

補助要件を緩和し、事業の促進を図る。※事業対象者が「年度当初において10人以上」の要件を「年度当初において5人以上」に緩和

○休日夜間電話相談事業

婦人相談所において、電話相談員を配置し、休日及び夜間の相談体制の強化を図り、DV被害者等の相談に対応する。

○配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業

婦人相談所と関係機関等との連絡会議やケース会議を開催し、連携の強化を図る。

○婦人相談所等職員への専門研修事業

婦人相談所職員や婦人相談員等、直接被害者から相談受ける職員に対し、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるための必要な研修を実施する。(年3回)

○法的対応機能強化事業

婦人相談所において、DV被害者等からの離婚問題、生活破綻問題及び在留資格等についての情報提供や調整の相談等に対し、弁護士等による法的な調整や援助を行う。

○婦人相談所一時保護所入所者個別対応強化事業

個別対応職員を配置し、様々な困難な問題を抱える被害者のニーズに対応した支援を行い、支援体制の強化を図る。

5 若年被害女性等支援モデル事業

(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

169億円の内数

若年被害女性等に対して、公的機関と民間支援団体が密接に連携し、アウトリーチによる相談支援や居場所の確保等を行うモデル事業を実施する。

6 DV被害者等自立生活援助モデル事業

(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

169億円の内数

婦人相談所において一時保護された者などが、地域で自立し、定着するための支援を行うモデル事業。

婦人保護施設利用者に対する地域生活移行支援

- 平成19年年度より、いわゆる「ステップハウス」の運営を実施
- 平成24年度から賃貸物件を活用して実施する場合に、建物の賃貸料の一部を婦人保護事業費補助金にて補助

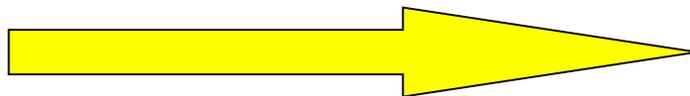
《ステップハウス》

退所後の自立に向けた支援の一環として、施設の近隣のアパート等を利用して生活訓練を行う。

利用者については、本体施設の入所者と同様に措置費の支弁が可能



婦人保護施設



近隣のアパート等

- ・職員が施設における支援とともに一体的に対応できる距離にあるアパート等で実施
- ・利用者や婦人相談所との十分な協議
- ・日常生活に必要な設備、保健衛生・安全に配慮
- ・生命や身体の安全の確保への配慮

婦人保護施設退所者自立生活援助事業

(趣旨)

婦人保護施設を退所した女性が、地域社会で安定した自立生活が継続できるよう支援する(アフターケア)

(児童虐待・DV対策等総合支援事業(統合補助金))

(対象施設)

退所者のうち支援を希望する女性が10名以上いる婦人保護施設

(内容)

- ・訪問指導等による日常生活に対応する援助 (食生活、健康管理、金銭管理等)
- ・地域及び職場での対人関係の調整等
- ・関係機関等への同行支援
- ・その他社会生活における相談、余暇指導等

※平成29年度 11ヶ所(交付申請ベース)

(基準額:30年度)

- ・ 1施設当たり1,659,550円(10人を超えた対象者1人につき138,790円を乗じて加算)

若年被害女性等支援モデル事業

(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

平成30年度予算額159億円の内数 → 令和元年度予算169億円の内数

- ◆ 困難を抱えた女性については、個々のケースに応じた細やかな支援を行うことにより早期の自立支援が可能となることから、若年被害女性等に対して、公的機関・施設と民間支援団体とが密接に連携し、アウトリーチから居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを行う仕組みを構築するためのモデル事業を実施する。 <実施主体> 都道府県・市・特別区 <補助率> 国10/10

<モデル事業イメージ>

都道府県・市・特別区



★4つのアプローチで若年(被害)女性の早期からの自立を支援

- ①アウトリーチ支援【必須】
- ②関係機関連携会議の設置等(関係機関との連携)【必須】
- ③居場所の確保【任意】
- ④自立支援【任意】

事業の一部(②を除く)を委託可能

民間団体



①アウトリーチ支援

<未然防止>

- ◆夜間見回り・声かけ
- ◆相談窓口の開設(電話・メール・LINE)

③居場所の確保

- ◆一時的な「安心・安全な居場所」の提供、相談支援の実施

④自立支援

- ◆学校や家族との調整、就労支援など自立に向けた支援を実施

②関係機関連携会議の設置等(関係機関との連携)

- ◆実施主体は、関係機関連携会議を設置し、関係機関と民間支援団体の連絡・調整を図る
- ◆身体的・心理的な状態や置かれている状況等に応じて関係機関へつなぐ(同行支援を含む)



若年被害女性等

(JKビジネス被害者等)
家出少女・AV出演強要

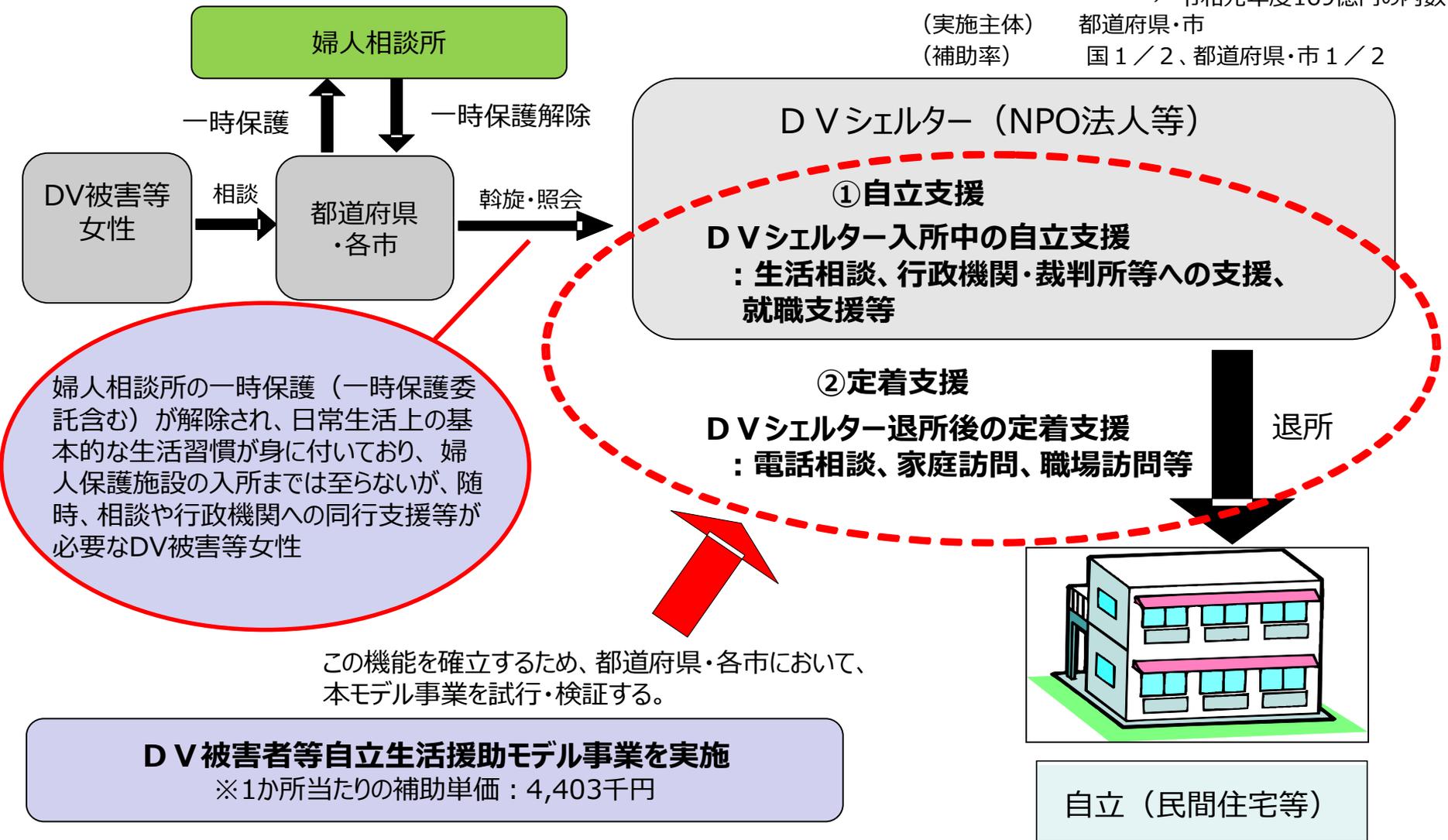


国

補助

DV被害者等自立生活援助モデル事業 (児童虐待・DV対策等総合支援事業)

(予算額) 平成30年度159億円の内数
→ 令和元年度169億円の内数
(実施主体) 都道府県・市
(補助率) 国1/2、都道府県・市1/2



※DV被害等女性：DV被害の他、ストーカー被害、性犯罪・性暴力等の被害女性を対象とする。

婦人相談員活動強化事業 (児童虐待・DV対策等総合支援事業)

平成30年度予算159億円の内数 → 令和元年度予算169億円の内数

施策の目的

- 女性を取り巻く様々な問題（DV被害、ストーカー被害、性暴力被害など）は、年々増大し、深刻化している。相談者と最初にコンタクトをとる婦人相談員については、**困難性のある問題を適切に対応するための高い専門性と切れ目のない継続的な相談・支援を行うことが求められている。**
- 婦人相談員手当額の引き上げを行うことにより、婦人相談員の活動強化を図る。**

内容

- ◆婦人相談員手当額の引き上げ （平成30年度） （平成29年度）
一定の研修を修了した者について勤務実態に応じた手当額となるよう、**月額最大 191,800円**（月額最大149,300円）**に拡充**
※平成28年度以前（月額最大106,800円）

- ◆婦人相談員の質の向上を図る観点から、以下のとおり研修受講要件を課し、これを満たす者について手当額の拡充を行う。

- 以下の①又は②のいずれかに該当することを要件とする。

- ① 国が実施する婦人相談員を対象とする研修※を受講した者
※「全国婦人相談員・心理判定員研究協議会」（研修）
- ② 地方公共団体又は全国婦人相談員連絡協議会等の関係団体が実施する婦人相談員を対象とする研修※を受講した者
※以下の項目程度の内容を盛り込んだ研修であって地方公共団体が認めた研修とする。
 - ・ 法制度、施策の理解（他制度、他施策含む）
 - ・ 相談、支援スキルの習得（相談対応技術、困難ケース対応、事例検討等）
 - ・ 関係機関との連携 等

* 平成29年度末までに上記①又は②の研修を受講している者については、研修修了証や復命書等により確認できる場合、研修を受講したものとして取り扱うこととする。（過去に受講している者も対象とする取扱い）

- ◆実施主体 都道府県・市

- ◆補助率 国 1 / 2（都道府県・市 1 / 2）

令和元年5月28日

(与党「性犯罪・性暴力被害者の支援体制充実に関するPT」
平成31年4月23日 厚生労働大臣への申入書)

婦人保護事業の運用面における見直しについて

平成31年4月16日

与党「性犯罪・性暴力被害者の支援体制充実に関するPT」

座長 上川 陽子

座長代理 山本 香苗

当PTにおいては、平成28年12月「性犯罪・性暴力被害根絶のための10の提言」(以下「10の提言」)をとりまとめ、性犯罪・性暴力被害者支援体制に関する予算の拡充やワンストップ支援センターの設置の推進など、与党・政府が一体となって取組を推進してきた。

昨年7月からは、上記10の提言に基づき、厚生労働省は「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」を開催し、婦人保護事業の見直しについて具体的な検討が行われ、昨年末に論点整理が行われた。

この論点整理を受け、当PTにおいても、見直し作業を加速化するとともに、運用面で早急に対応を図るべき事項等を以下のとおりとりまとめた。政府におかれては、以下の提言を可能な限り速やかに実現できるよう、最大限ご努力いただきたい。

記

一、 他法他施策優先原則の廃止

平成14年の局長通知で示された婦人保護事業の対象となる女性の範囲のうち、第1の1のエの「その問題を解決すべき機関が他にないために、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者」の規定があることにより、婦人保護施設において支援を受けるべき女性が他法他施策の事業に回され、結果として、必要な支援に結び付かない、長期にわたって自立できないといった事態が発生している。こうした事態を改善するため、直ちに平成14年の局長通知を抜本的に見直し、困難を抱えている女性たちが婦人保護事業による支援につながるようになること。

二、 一時保護委託の積極的活用等

婦人相談所が民間支援団体に対して行う一時保護委託については、保護が必要な若年被害女性などへの支援を進めるため、積極的な活用を図ること。また、被害を未然に防ぐという観点から、一時保護委託の対象者の拡大について、速やかに検討すること。

なお、一時保護委託先施設における一時保護の運用にあたっては、婦人相談所

への来所を必須とすることなく実施可能であることを周知徹底すること。

三、 携帯電話等の通信機器の使用制限の見直し

秘匿性の確保が求められる一時保護所においては、携帯電話等の通信機器の使用が一律制限されているため、一時保護所の機能を有する婦人保護施設においては携帯電話が使えず、利用者が婦人保護施設に入ることのためらい、支援につながらないケースがあると指摘されている。

こうした実態を改善するため、携帯電話等の通信機器の使用を一律禁ずるのではなく、利用者や施設における安全確保の取組状況に応じて使用できるよう、使用制限に関する新たなガイドライン等を作成すること。

四、 広域的な連携・民間支援団体との連携強化

DV等により都道府県をまたいで支援を必要とする女性に対しては、広域的な連携による支援の仕組みを充実すること。主に若年女性を対象に相談支援を行う民間支援団体においては、地域を限定せずに SNS 等を通じて相談を受け付け、若年女性に寄り添う支援を実施している。このような民間支援団体が、相談してきた若年女性が住む地域の婦人相談所、婦人相談員に、ケースを円滑につなぐことができるよう、広域的な連携や支援策について検討すること。

五、 SNS を活用した相談体制の充実

婦人保護事業では、従来、婦人相談所等における電話相談から始まり、来所相談、一時保護等の支援につなげているが、近年、若年層を中心に SNS がコミュニケーション手段の中心となっている実態を踏まえ、SNS を活用した相談窓口の開設等について調査研究し、相談体制の拡充を図ること。

六、 一時保護や保護命令解除後のフォローアップ体制等の拡充

一時保護や保護命令解除後のフォローアップ体制の在り方について、実態を把握し、速やかに検討を行うこと。

また、婦人保護施設退所後のアフターケアの拡充を進めるほか、退所前から早期自立を促進するため、日常生活に対応する援助の在り方についても検討を加えること。

七、 児童相談所との連携強化等

婦人相談所等は、子どもを同伴する女性の保護にあたって、児童相談所との連携を強化すること。また、婦人相談員等は市区町村に設置された要保護児童対策

地域協議会のメンバーに加わるなど、日常から顔の見える関係を構築すること。

同時に、同伴児童を含めた被害女性のニーズに合った支援が提供できるよう、
婦人保護事業における専門職の配置基準、基準単価の見直し等を図ること。

また、婦人相談員の処遇については、平成 29 年度及び平成 30 年度に実施した
手当額の拡充をはじめとして、その実態や専門性を踏まえ、適切な対応について
検討すること。

以上

児童虐待防止対策の抜本的強化について（抜粋）

（平成31年3月19日 児童虐待対策に関する関係閣僚会議決定）

3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

（6）DV対応と児童虐待対応との連携強化等

② 婦人相談所・一時保護所の体制強化

- ・ 婦人相談所において、DV被害者に同伴する子どもの支援の充実を図るため、児童相談所、教育機関、福祉部門及び要保護児童対策地域協議会等の関係機関と連携するコーディネーターを配置する。
- ・ 一時保護を必要とするDV被害者と同伴する子どもを適切な環境において保護できるようにするため、心理的ケアや個別対応を含めた体制整備を促進する。
- ・ 一時保護した子どもが適切に教育を受けられる体制整備を進めるとともに、委託一時保護された子どもが安心・安全に通学するために必要な支援を行う。

③ 婦人相談員の配置の促進

- ・ 婦人相談員が設置されていない市において、DV対応と児童虐待対応との連携強化に資するよう、婦人相談員の配置について検討するよう要請する。

④ 婦人保護施設の機能の充実

- ・ 婦人保護施設に入所した子どもが適切に教育を受けられる体制整備を進めるとともに、安心・安全に通学できるよう、必要な支援を行う。
- ・ 中長期的な保護を必要とするDV被害者と同伴する子どもを適切な環境において保護できるようにするため、心理的ケアや個別対応を含めた体制整備を促進する。

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 児童の権利擁護【①の一部は児童虐待の防止等に関する法律、それ以外は児童福祉法】

- ① 親権者は、児童のしつけに際して体罰を加えてはならないこととする。児童福祉施設の長等についても同様とする。
- ② 都道府県（児童相談所）の業務として、児童の安全確保を明文化する。
- ③ 児童福祉審議会において児童に意見聴取する場合においては、その児童の状況・環境等に配慮するものとする。

2. 児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等

(1) 児童相談所の体制強化【①は児童虐待の防止等に関する法律、それ以外は児童福祉法】

- ① 都道府県は、一時保護等の介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分ける等の措置を講ずるものとする。
- ② 都道府県は、児童相談所が措置決定その他の法律関連業務について、常時弁護士による助言・指導の下で適切かつ円滑に行うため、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとするとともに、児童相談所に医師及び保健師を配置する。
- ③ 都道府県は、児童相談所が行う業務の質の評価を行うことにより、その業務の質の向上に努めるものとする。
- ④ 児童福祉司及びスーパーバイザーの任用要件の見直し、児童心理司の配置基準の法定化により、職員の資質の向上を図る。

(2) 児童相談所の設置促進【①は児童福祉法、②・③は改正法附則】

- ① 児童相談所の管轄区域は、人口その他の社会的条件について政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする。
- ② 政府は、施行後5年間を目途に、中核市及び特別区が児童相談所を設置できるよう、施設整備、人材確保・育成の支援等の措置を講ずるものとする。その支援を講ずるに当たっては、関係地方公共団体その他の関係団体との連携を図るものとする。
- ③ 政府は、施行後5年を目途に、支援等の実施状況、児童相談所の設置状況及び児童虐待を巡る状況等を勘案し、施設整備、人材確保・育成の支援の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

(3) 関係機関間の連携強化【①・②の前段は児童虐待の防止等に関する法律、②の後段は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律】

- ① 学校、教育委員会、児童福祉施設等の職員は、正当な理由なく、その職務上知り得た児童に関する秘密を漏らしてはならないこととする。
- ② DV対策との連携強化のため、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターの職員については、児童虐待の早期発見に努めることとし、児童相談所はDV被害者の保護のために、配偶者暴力相談支援センターと連携協力するよう努めるものとする。

3. 検討規定その他所要の規定の整備

- ① 民法上の懲戒権の在り方について、施行後2年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ② 一時保護その他の措置に係る手続の在り方について、施行後1年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ③ 児童の意見表明権を保障する仕組みの構築その他の児童の権利擁護の在り方について、施行後2年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ④ 児童福祉の専門知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策について、施行後1年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ⑤ その他所要の規定の整備を行う。

施行期日

平成32年4月1日(2(1)②及び④の一部については平成34年4月1日、2(2)①は平成35年4月1日。)